

○ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく公安委員会の事務の委任に関する規則

北海道公安委員会規則第8号

平成29年5月16日

改正 令和3年8月24日北海道公安委員会規則第9号

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく公安委員会の事務の委任に関する規則をここに公布する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく公安委員会の事務の委任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）第15条及び第17条並びにストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）第5条の規定に基づき、北海道公安委員会及び方面公安委員会の事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(警察本部長への事務の委任)

第2条 次に掲げる事務は、北海道警察本部長に委任する。

- (1) 法第5条第1項の規定による命令
- (2) 前号に掲げる命令をしようとする場合の聴聞
- (3) 法第5条第3項の規定による命令
- (4) 前号に掲げる命令に係る法第5条第3項に規定する意見の聴取
- (5) 第1号及び第3号に掲げる命令に係る法第5条第6項又は第7項の規定による通知
- (6) 法第5条第9項の規定による延長の処分
- (7) 前号に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞
- (8) 第6号に掲げる延長の処分に係る法第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知
- (9) 法第13条第2項の規定による報告徴収等

(警察署長への事務の委任)

第3条 次に掲げる事務は、警察署長に委任する。

- (1) 法第5条第3項の規定による命令
- (2) 前号に掲げる命令に係る法第5条第6項又は第7項の規定による通知
- (3) 法第13条第2項の規定による報告徴収等（第1号に掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。）

(方面公安委員会の事務の委任)

第4条 方面公安委員会は、北海道公安委員会から委任された事務のうち、第2条各号に掲げる事務を方面本部長に、前条各号に掲げる事務を警察署長に委任するものとする。

2 方面公安委員会は、前項の規定により方面本部長又は警察署長に事務を委任したときは、その旨及び委任した事務の範囲を公示しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。

附 則 (令和3年北海道公安委員規則第9号)

この規程は、令和3年8月26日から施行する。